

第1部 青少年の現状

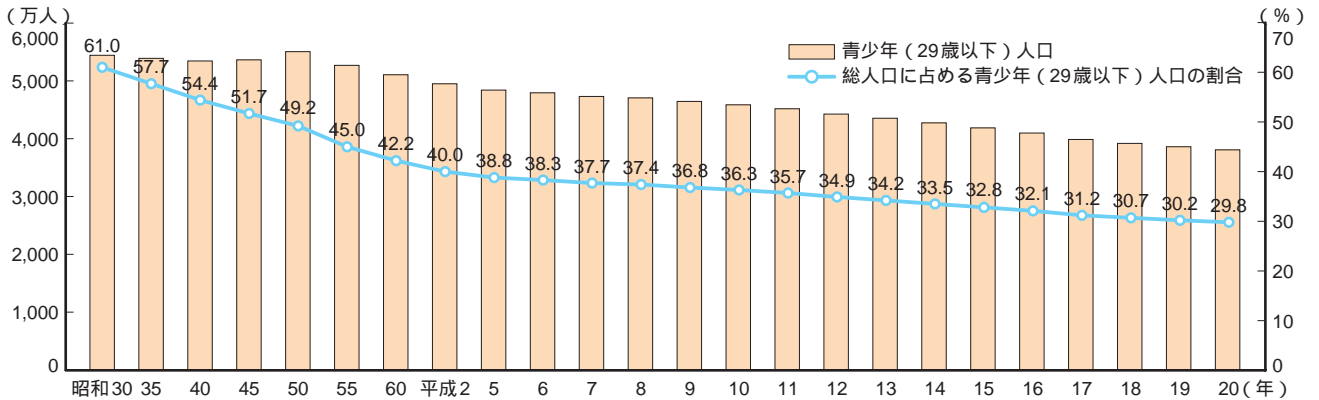
第1章 青少年の成育環境

第1節 青少年の近年の状況

(青少年人口)

平成20年10月1日現在の推計人口によれば、我が国の総人口は、1億2,769万2千人である。このうち、青少年（0～29歳）人口は、3,806万7千人で、総人口の29.8%を占めている。青少年人口及び総人口に占める青少年人口の割合ともに、昭和50年以降ほぼ一貫して減少しており、平成20年には初めて30%を下回った（第1図）。

第1図 青少年人口及び総人口に占める青少年人口の割合の推移



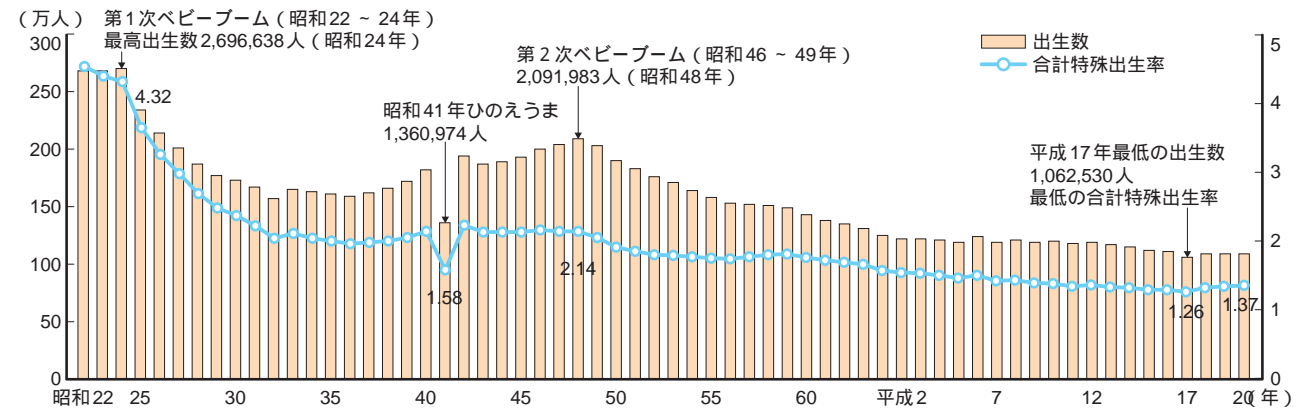
(注) 1 昭和45年以前の数値には沖縄県は含まれない。
2 「国勢調査」の数値は年齢不詳をあん分している。
資料：総務省「国勢調査」、「人口推計」(各年10月1日現在)

(出生・婚姻)

出生数は、平成4年以降増減を繰り返していたが、平成13年以降は減少が続き、平成18年に6年ぶりの増加となった。平成19年は再び減少に転じたが、平成20年は109万1,150人と前年より1,332人増加となった。合計特殊出生率は昭和50年代後半を除き低下傾向が続いたが、平成20年は1.37と前年より0.03ポイント上昇し、3年連続の上昇となった（第2図）。

また、我が国における平均初婚年齢は、平成20年では、夫30.2歳、妻28.5歳となっており、夫婦とも上昇傾向にあり、以前に比べ晩婚化が進んでいる。夫婦の平均初婚年齢の差は縮小傾向にある。

第2図 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(注) 1 昭和47年以前の数値には沖縄県は含まれない。
2 平成20年は概数である。
資料：厚生労働省「人口動態統計」

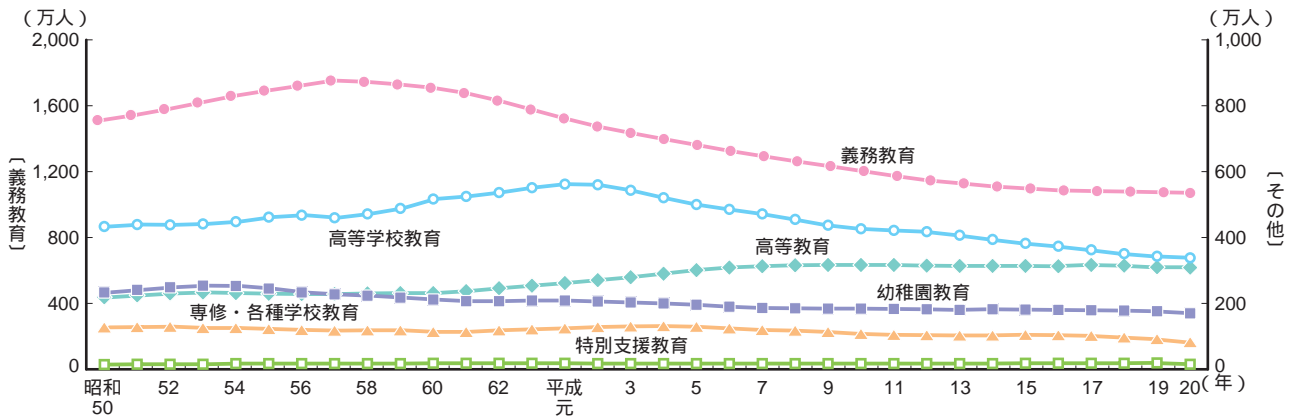
第2節 青少年の教育

(学校教育人口)

義務教育課程の児童生徒数は、昭和57年度をピークに減少し続けており、平成20年度は1,072万5千人となっている。高等学校教育課程の生徒数は、平成元年度に過去最高となったが、その後は減少し続けており、平成20年度は337万4千人となっている。

また、高等教育課程（高等専門学校，短期大学，大学）の学生数についてみると，昭和60年度以降増加し続けたが，平成11年度以降減少傾向になり，平成20年度は306万8千人となっている（第3図）。

第3図 教育種別在学者数の推移



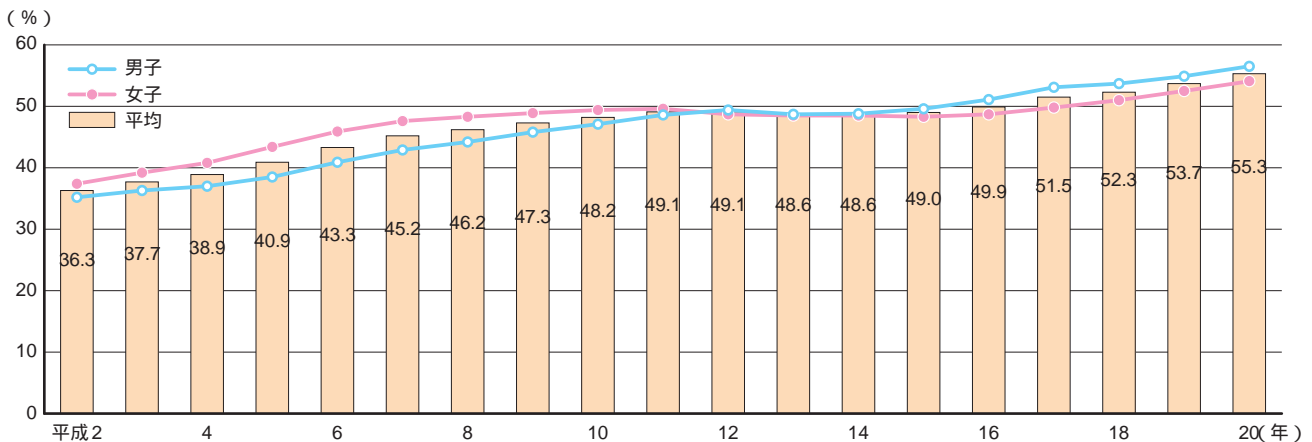
- (注) 1 幼稚園教育（幼稚園），義務教育（小学校，中学校），高等学校教育（高等学校），高等教育（高等専門学校，大学，短期大学），特別支援教育（特別支援学校（平成18年度までは盲・聾・養護学校の合計），専修・各種学校教育（専修学校，各種学校）のことを指す。
2 高等学校は本科・専攻科・別科の生徒，大学は学部学生のほか大学院・専攻科・別科の学生及び聴講生・研究生等を含み，短期大学は本科学生のほか専攻科・別科の学生及び聴講生等を含む。

資料：文部科学省「学校基本調査」

(進学率)

大学・短期大学への進学率の年次推移をみると，平成17年度に50%を超え，平成20年度は55.3%となった。男女別の割合をみると，女子の進学率が男子を上回っている状態が続いていたが，平成12年度に逆転して以降，男子の進学率の方が高くなっている（第4図）。

第4図 大学・短期大学への進学率の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

(特別支援教育)

平成20年度、特別支援学校で教育を受けている児童生徒数は11万2千人、特別支援学級で教育を受けている児童生徒数は12万4千人、通級による指導を受けている児童生徒数は5万人であり、合計すると28万6千人となる。このうち、義務教育段階の児童生徒数は23万4千人であり、これは同じ年齢段階にある児童生徒全体の2.2%に当たる(第1表)

第1表 特別支援教育を受けている幼児児童生徒数

特別支援学校在学者数(平成20年5月1日現在)

区 分	在 学 者 数 (人)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合 計
視 覚 障 害	274	1,637	1,036	2,816	5,763
聴 覚 障 害	1,279	3,044	1,798	2,292	8,413
知 的 障 害	249	29,631	22,638	44,406	96,924
肢 体 不 自 由	176	13,177	7,759	9,251	30,363
病 弱・身 体 虚 弱	45	7,432	5,403	6,054	18,934
総 計	1,663	34,258	26,044	50,369	112,334

(注) 複数の障害を併せ有する幼児児童生徒については、それぞれの障害種別に含まれている。
よって、それぞれの障害種別の合計は「総計」と一致しない。

特別支援学級在学者数

区 分	在 学 者 数 (人)					
	小 学 校		中 学 校		合 計	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
知 的 障 害	44,228	47,062	22,483	24,202	66,711	71,264
肢 体 不 自 由	3,015	3,163	976	1,038	3,991	4,201
病 弱・身 体 虚 弱	1,346	1,492	480	520	1,826	2,012
弱 視	245	257	85	90	330	347
難 聴	865	901	343	328	1,208	1,229
言 語 障 害	1,223	1,324	87	87	1,310	1,411
情 緒 障 害	27,934	32,132	10,067	11,570	38,001	43,702
総 計	78,856	86,331	34,521	37,835	113,377	124,166

(注) 1 各年度5月1日現在の数字である。
2 情緒障害者を対象とする特別支援学級については、「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について(平成21年2月3日付20文科初第1167号 文部科学省初等中等教育局長通知)において、「自閉症・情緒障害」と改称。

通級による指導を受けている児童生徒数

区 分	指 導 を 受 け て い る 児 童 生 徒 数 (人)					
	小 学 校		中 学 校		合 計	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
言 語 障 害	29,134 〔67.6%〕	29,635 〔63.1%〕	206 〔9.5%〕	225 〔8.2%〕	29,340 〔64.9%〕	29,860 〔60.1%〕
自 閉 症	4,975 〔11.5%〕	6,301 〔13.4%〕	494 〔22.8%〕	746 〔27.3%〕	5,469 〔12.1%〕	7,047 〔14.2%〕
情 緒 障 害	2,628 〔6.1%〕	3,009 〔6.4%〕	569 〔26.3%〕	580 〔21.3%〕	3,197 〔7.1%〕	3,589 〔7.2%〕
弱 視	134 〔0.3%〕	137 〔0.3%〕	21 〔1.0%〕	16 〔0.6%〕	155 〔0.3%〕	153 〔0.3%〕
難 聴	1,618 〔3.8%〕	1,616 〔3.4%〕	305 〔14.1%〕	299 〔11.0%〕	1,923 〔4.3%〕	1,915 〔3.9%〕
学 習 障 害	2,156 〔5.0%〕	3,149 〔6.7%〕	329 〔15.2%〕	533 〔19.5%〕	2,485 〔5.5%〕	3,682 〔7.4%〕
注 意 欠 陥 多 動 性 障 害	2,406 〔5.6%〕	3,087 〔6.6%〕	230 〔10.6%〕	319 〔11.7%〕	2,636 〔5.8%〕	3,406 〔6.9%〕
肢 体 不 自 由	11 〔0.03%〕	13 〔0.03%〕	0 〔0%〕	1 〔0.04%〕	11 〔0.02%〕	14 〔0.03%〕
病 弱・身 体 虚 弱	16 〔0.04%〕	9 〔0.02%〕	8 〔0.37%〕	10 〔0.37%〕	24 〔0.05%〕	19 〔0.04%〕
総 計	43,078 〔100%〕	46,956 〔100%〕	2,162 〔100%〕	2,729 〔100%〕	45,240 〔100%〕	49,685 〔100%〕

(注) 1 四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。
2 公立小学校・中学校について調査。
3 各年度5月1日現在の数字である。

資料: 文部科学省「特別支援教育資料」

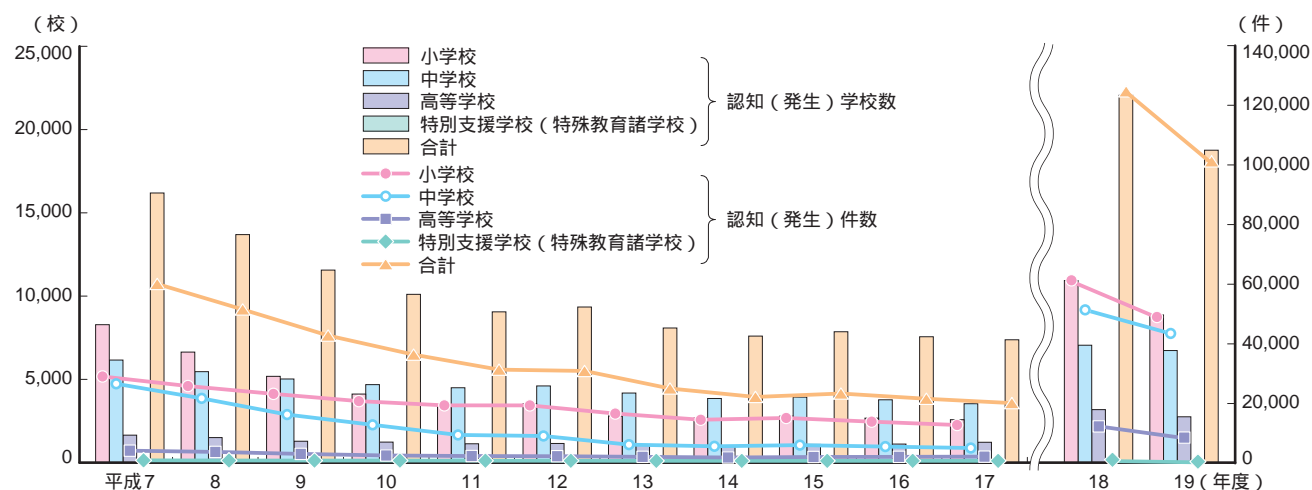
(いじめの状況)

いじめの状況については、平成18年度間の調査から、より適切に実態を把握できるよう、いじめの定義を、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とするなど、いじめの定義や調査方法等を見直した。

平成19年度間の国・公・私立小・中・高等学校におけるいじめの認知件数は、101,097件（小学校48,896件、中学校43,505件、高等学校8,355件、特別支援学校341件）、いじめを認知した学校数は18,759校（小学校8,857校、中学校7,036校、高等学校2,734校、特別支援学校132校）で、いじめを認知した学校の比率は、小学校で39.0%、中学校で64.0%、高等学校で51.2%、特別支援学校で13.0%となった（第5図）。

また、いじめの態様について、小・中・高等学校・特別支援学校のすべてで「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっている（構成比はそれぞれ、小学校65.7%、中学校64.5%、高等学校55.4%、特別支援学校56.9%）（第2表）。

第5図 いじめの認知（発生）学校数・認知（発生）件数（国公私立学校）の推移



- (注) 1 平成17年度までは、公立学校を調査。平成18年度からは国・私立学校も調査。
- 2 平成18年度に調査方法等を見直している。
- 3 平成17年度まではいじめの発生学校数、発生件数、平成18年度からはいじめの認知学校数、認知件数。
- 4 平成19年度から、特殊教育諸学校は特別支援学校。

資料：文部科学省調べ

第2表 いじめの態様（国公私立学校）（平成19年度）

区 分	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校		特 別 支 援 学 校		計	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	32,110	65.7	28,061	64.5	4,646	55.4	194	56.9	65,011	64.3
仲間はずれ、集団による無視をされる。	11,896	24.3	9,489	21.8	1,455	17.4	56	16.4	22,896	22.6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	9,980	20.4	7,120	16.4	1,712	20.4	64	18.8	18,876	18.7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	2,317	4.7	2,525	5.8	737	8.8	27	7.9	5,606	5.5
金品をたかられる。	764	1.6	1,369	3.1	498	5.9	12	3.5	2,643	2.6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	3,254	6.7	3,448	7.9	671	8.0	32	9.4	7,405	7.3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,854	5.8	2,636	6.1	795	9.5	30	8.8	6,315	6.2
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	534	1.1	3,633	8.4	1,701	20.3	25	7.3	5,893	5.8
その他	1,980	4.0	1,317	3.0	388	4.6	19	5.6	3,704	3.7

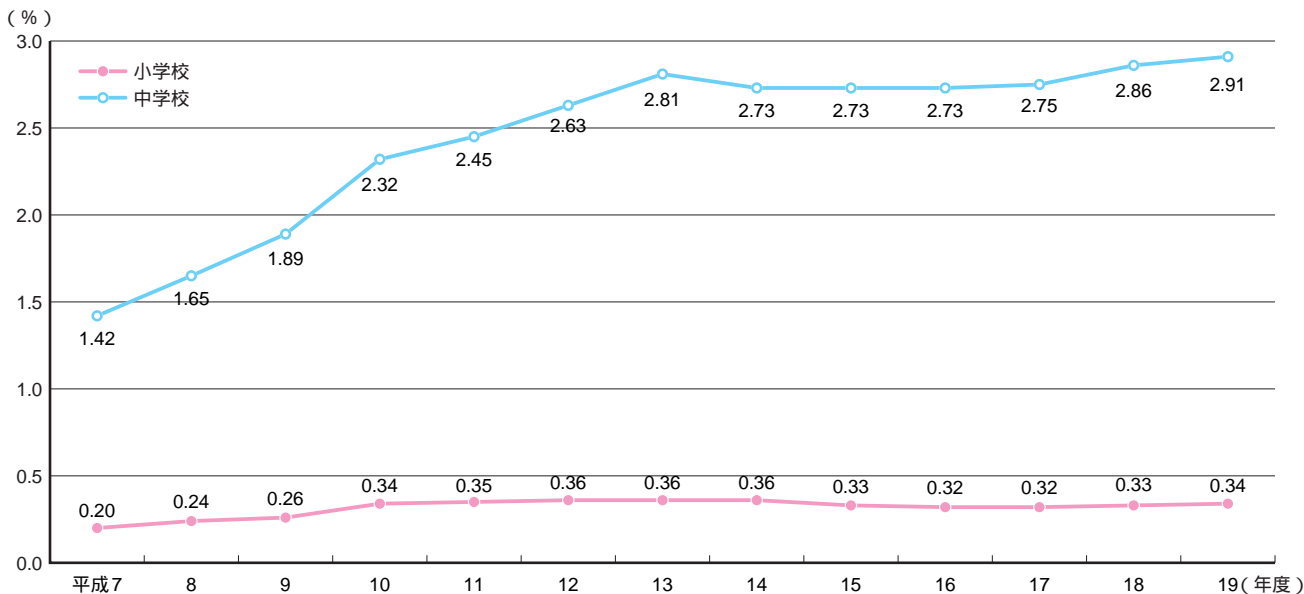
- (注) 1 国公私立学校を調査。
- 2 複数回答。

資料：文部科学省調べ

(不登校)

学校種別に全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の推移をみると、小学校、中学校ともに近年は横ばいが続いているが、中学校については、平成19年度に2.91%と、2年連続で過去最高となっている(第6図)。

第6図 学校種別全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の推移



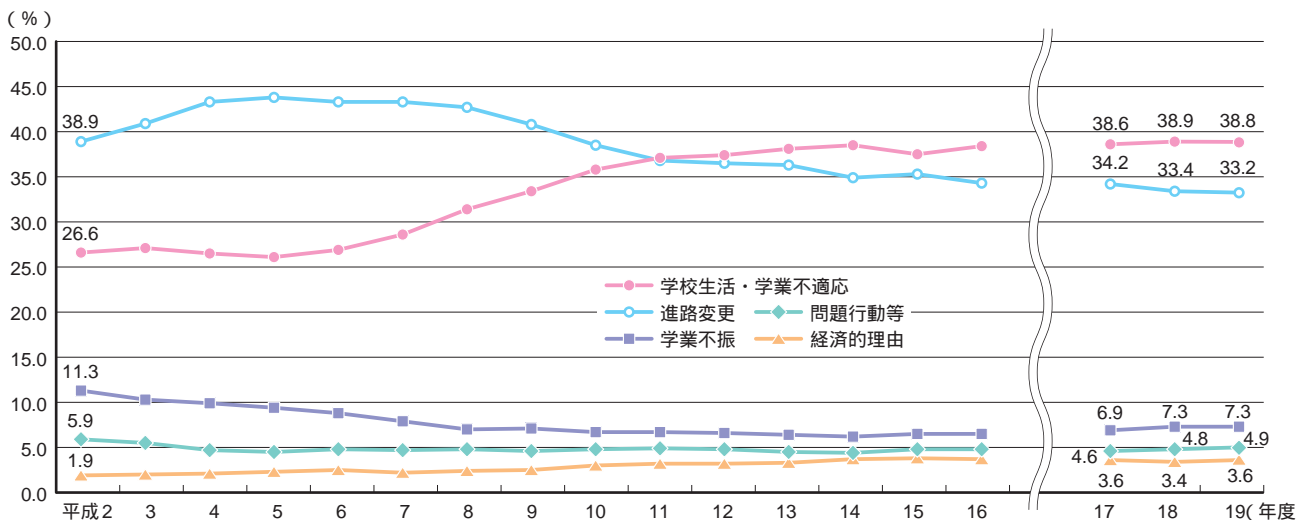
- (注) 1 平成18年度以降は、中学校に中等教育学校前期課程を含む。
 2 不登校(平成10年度までは「学校ざらい」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)をいう。

資料: 文部科学省調べ

(高等学校中途退学者)

中退した事由別の割合の年次推移をみてみると、平成10年度までは進路変更が最も割合が高かったが、平成11年度以降、学校生活・学業不適應の割合の方が高くなっている(第7図)。

第7図 事由別高等学校中途退学者数の割合の推移



- (注) 1 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査。
 2 中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択。
 3 中途退学者総数に占める各事由別中途退学者数の割合である。

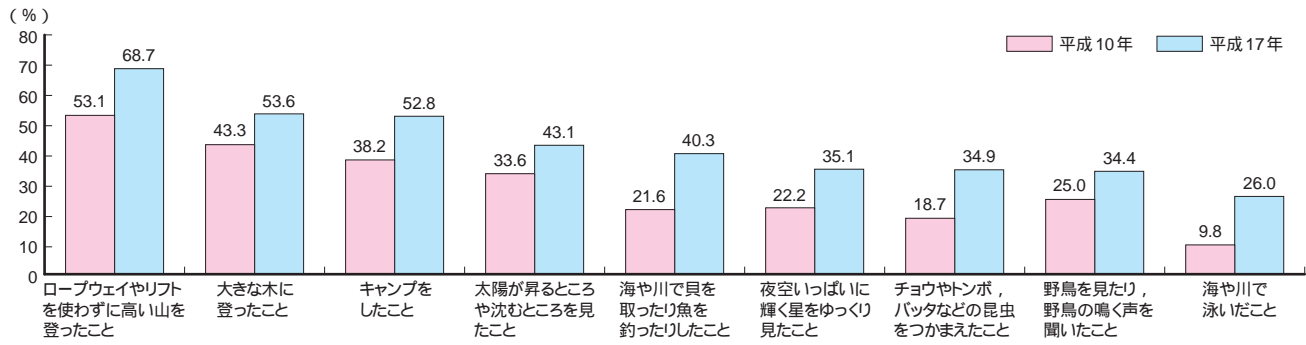
資料: 文部科学省調べ

第3節 青少年の体験活動

(青少年の体験活動の現状)

個々の体験活動について、「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」によると、「キャンプをしたこと」や「海や川で泳いだこと」などの自然体験活動について、ほとんどしたことがない青少年が以前と比較して一般的に増加している（第8図）。

第8図 次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合の推移



資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構『『青少年の自然体験活動等に関する実態調査』報告書 平成17年度調査』より作成

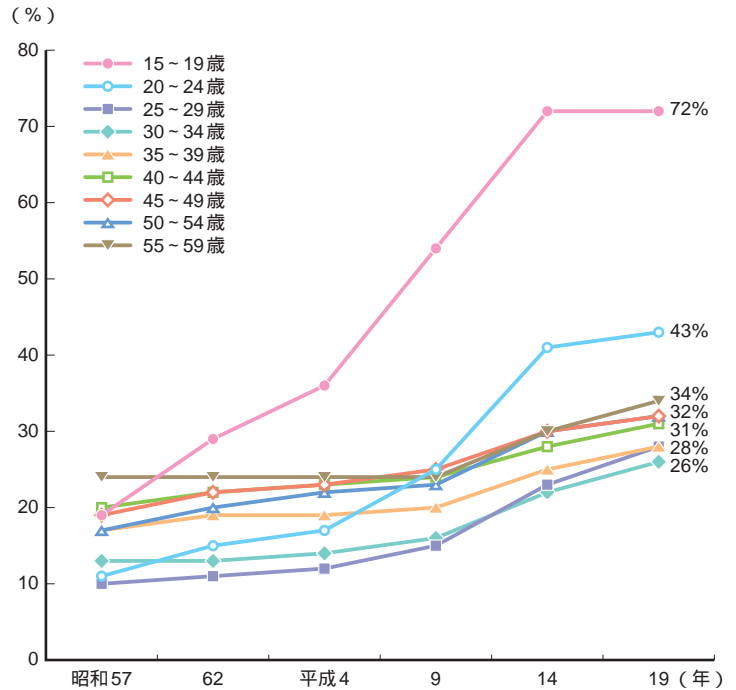
第2章 青少年の社会的自立

第1節 青少年の労働

(正規の職員・従業員以外の雇用者比率)

青少年について、正規の職員・従業員以外の雇用者の比率をみると、平成4年頃から急増しており、平成19年は15～19歳で71.8%、20～24歳で43.2%と、他の年齢層に比較して高い水準にある(第9図)。

第9図 正規の職員・従業員を除いた雇用者の比率の推移



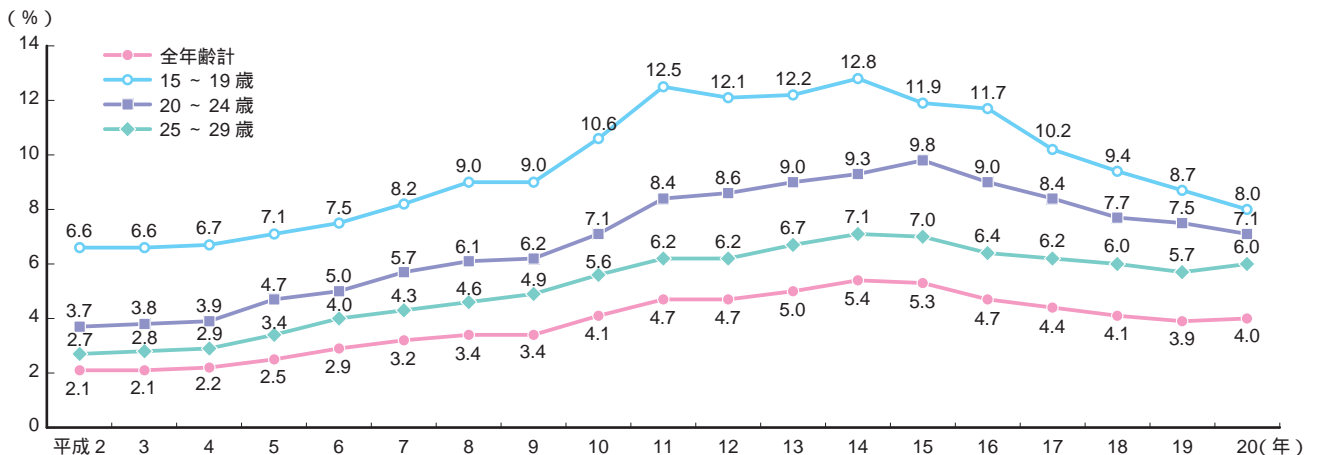
(注) 会社などの役員を除く雇用者のうち、正規の職員・従業員を除いた雇用者の割合
資料：総務省「就業構造基本調査」

第2節 青少年の就職・離職状況等と労働条件

(青少年の失業状況)

青少年失業率は平成3年以降緩やかな上昇を続けていたが、平成9年、10年に急激に上昇したあと、平成15年以降低下してきた。一方、全年齢計との比較では、常に高い状態となっている(第10図)。

第10図 青少年失業率の推移

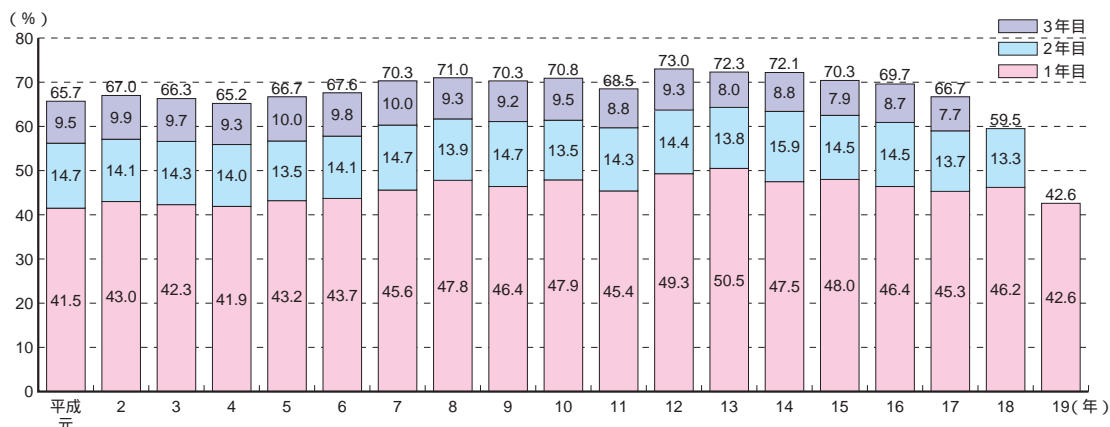


資料：総務省「労働力調査」

(学校卒業者の離職状況)

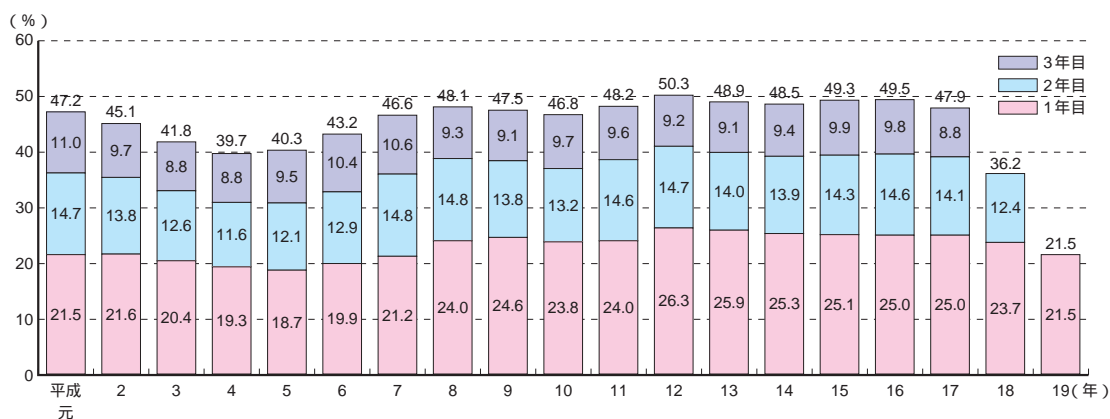
平成17年3月卒業者の就職後3年間の離職状況は、中学校卒業者では就職者全体の66.7%が、高等学校卒業者では47.9%が、大学卒業者では35.9%がそれぞれ離職している(第11図)。中学校卒業者及び高等学校卒業者のいずれも就職後1年目に離職する者の割合が高く、特に中学校卒業者については半数近くになっている。

第11図 在職期間別離職率の推移(中学校卒業者)



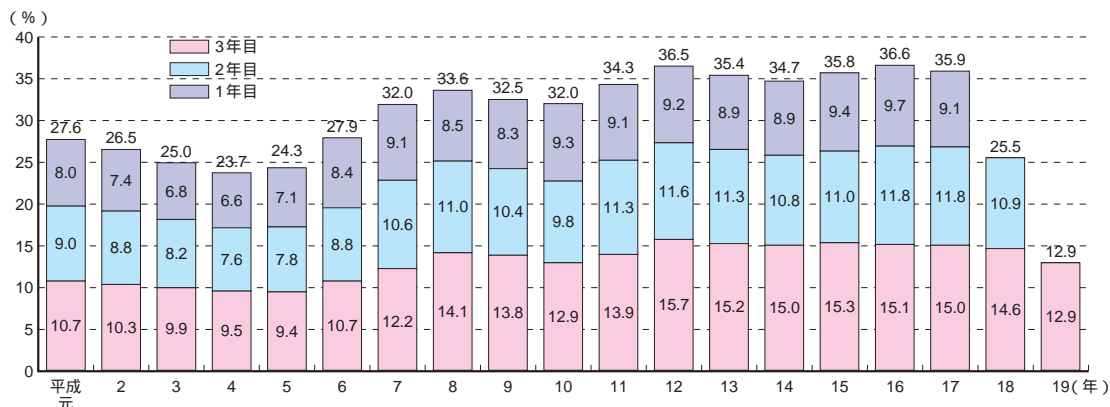
資料：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」

第11図 在職期間別離職率の推移(高等学校卒業者)



資料：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」

第11図 在職期間別離職率の推移(大学卒業者)

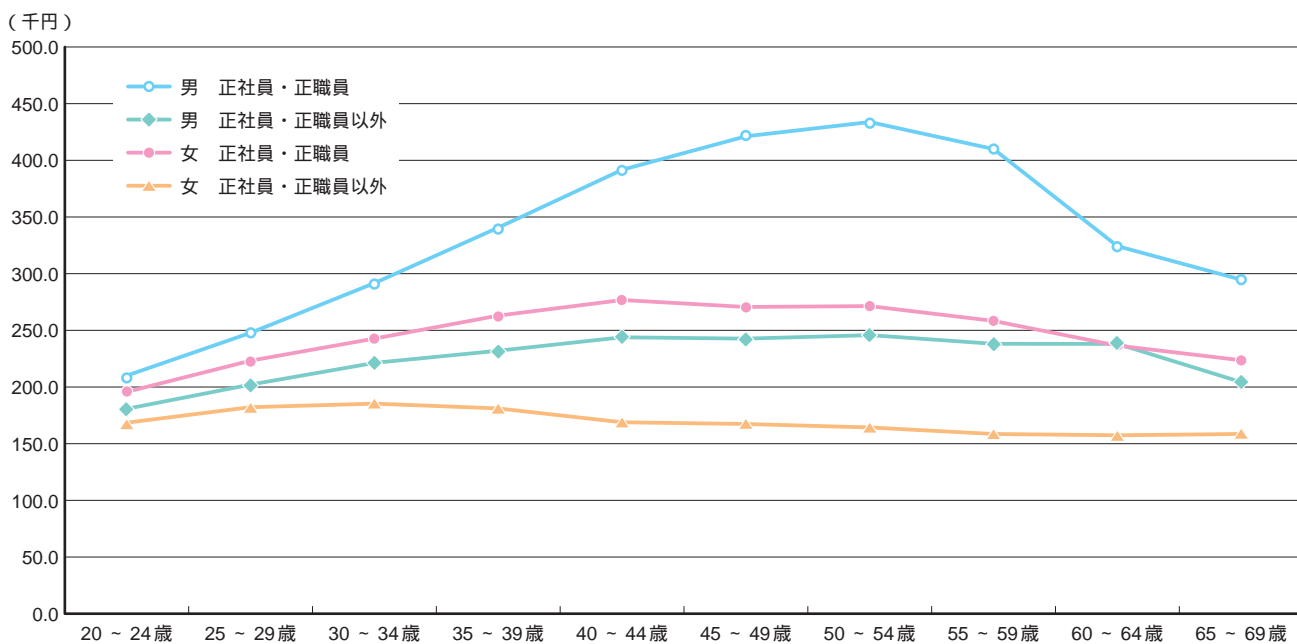


資料：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」

(賃金)

20～24歳の賃金を基準にして、各雇用形態におけるピークとの比較でみると、男子については、正社員・正職員のピークである50～54歳の賃金は2.1倍、正社員・正職員以外のピークである50～54歳の賃金は1.4倍となっており、正社員・正職員以外の方が年齢による上昇の幅が少ない。一方、女子については、正社員・正職員ピークである40～44歳の賃金は1.4倍、正社員・正職員以外のピークである30～34歳の賃金は1.1倍となっている(第12図)。

第12図 雇用形態・年齢階級別平均賃金(平成20年)



(注) 1 「正社員・正職員以外」とは、事業所の常用労働者のうち「正社員・正職員」に該当しない労働者であり、「パート」「アルバイト」「嘱託」「準社員」等、事業所での呼称を問わない。
 2 事業所規模10人以上の民営事業所における平成20年6月分の所定内給与額である。
 3 所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額(税込み)から超過労働給与額を差し引いたものである。
 資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

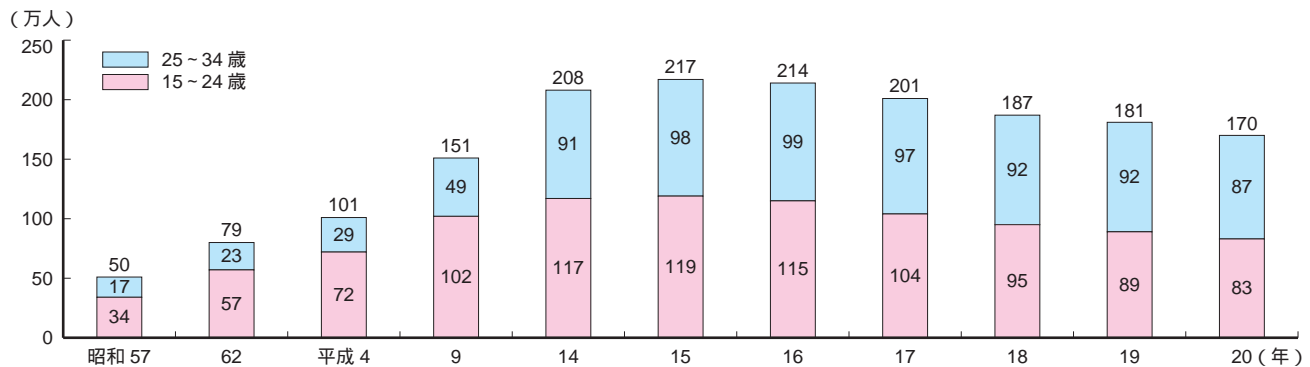
第3節 いわゆるニート、フリーターの状況

(いわゆるニート、フリーターの状況)

フリーターは、平成15年の217万人まで増加した後、平成20年は170万人と5年連続で減少している。年齢階級別にみると、15～24歳がピーク時の平成15年と比べて36万人（30.3%）減少しているのに対し、25～34歳は11万人（11.2%）の減少にとどまっており、年長のフリーターの滞留傾向がうかがわれる（第13図）。

「ニート」に近い概念である若年無業者（15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成20年には64万人となり、前年より2万人（3.2%）増加した。15～24歳がピーク時の平成14年と比べて3万人（10.3%）減少しているのに対し、25～34歳は3万人（8.6%）増加している（第14図）。

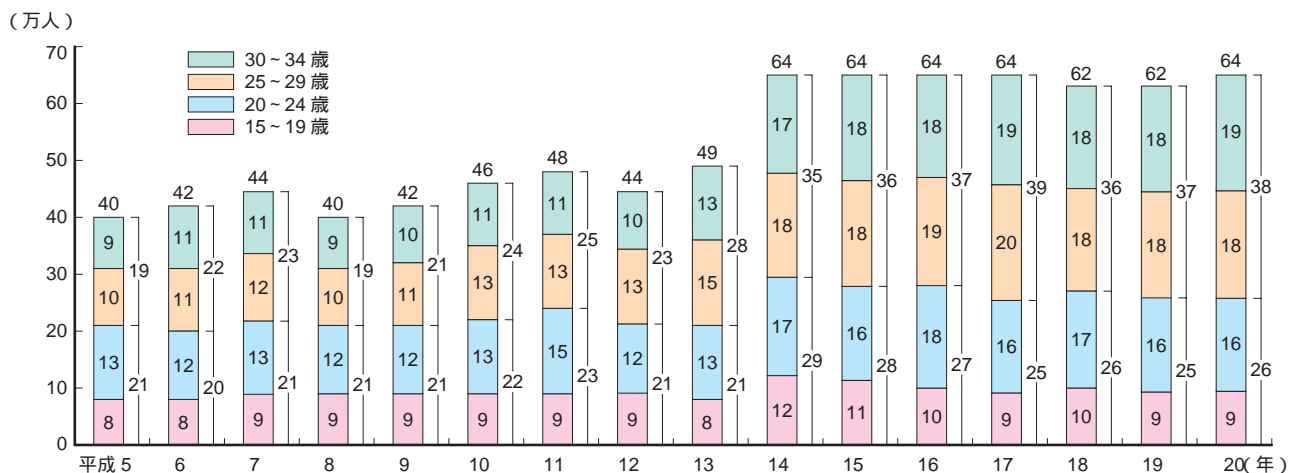
第13図 フリーターの人数の推移



- (注) 1 昭和57年から平成9年については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、[1] 現在就業している者については勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である雇用者で、男性については継続就業年数が1-5年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者とし、[2] 現在無業者については家事も通学もしておらず「パート・アルバイト」の仕事を希望する者と定義し、集計している。
- 2 平成14年からフリーターを15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、[1] 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、[2] 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、[3] 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者としている。
- 3 昭和57年から平成9年までの数値と平成14年以降の数値とは、「フリーター」の定義等が異なることから接続しない点に留意する必要がある。

資料：昭和57年から平成9年については厚生労働省「平成18年版 労働経済の分析」より転記。平成14年以降については、総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」。

第14図 若年無業者数の推移



- (注) 1 若年無業者について、年齢を15～34歳と限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。
- 2 15～34歳計は、「15～24歳計」と「25～34歳計」の合計。「15～24歳計」、「25～34歳計」それぞれの内訳については、千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。

資料：総務省統計局「労働力調査」

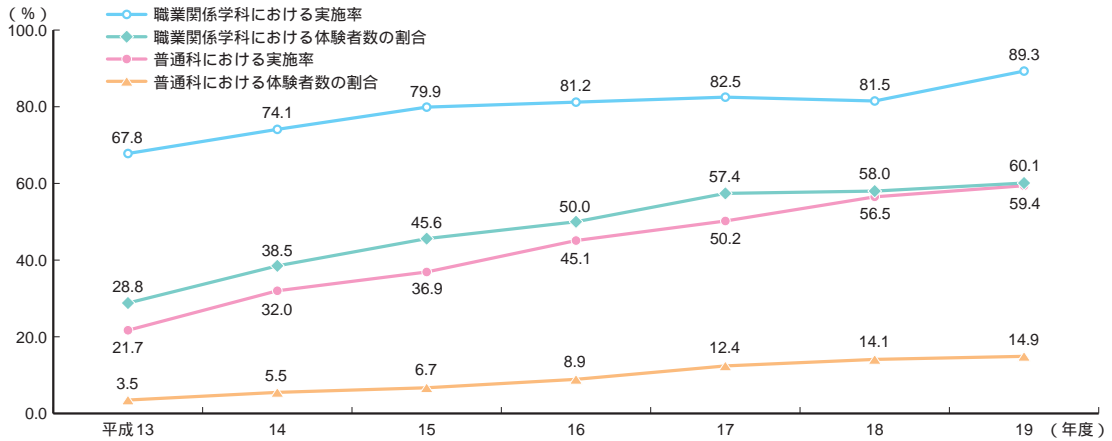
第4節 キャリア教育への取組

(職場体験の実施状況)

平成19年度の公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況を学科別にみると、普通科における実施率は59.4%、職業関係学科における実施率は89.3%となっている。

一方、体験者数の割合についてみると、普通科では14.9%、職業関係学科では60.1%となっており、実施率、体験者数の割合ともに、普通科では職業関係学科を大きく下回っている。(第15図)

第15図 高等学校(公立・全日制)におけるインターンシップの実施状況



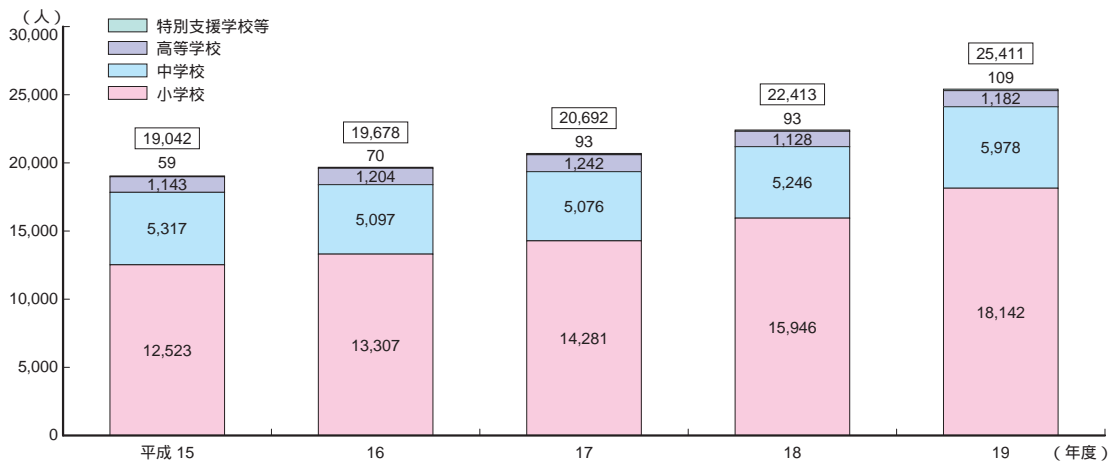
(注) 3年間を通して1回でも体験した3年生の数を体験者数として、3年生全体に占める割合。
資料: 文部科学省(～H16), 国立教育政策研究所生徒指導研究センター(H17～)公表資料

第5節 海外交流等に関する状況

(日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等)

公立の小・中・高等学校等に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は25,411人(平成19年9月1日現在)となっており、平成18年の前回調査と比較して13.4%、過去5年間では33.4%増加した。学校種別では、小学校及び中学校が94.9%を占めている。母語別では、ポルトガル語、中国語及びスペイン語の3言語で全体の70%以上を占めている(第16図)。

第16図 公立の小・中・高等学校等に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



(注) 1 特別支援学校等とは、特別支援学校と中等教育学校の合計である。
2 特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。
資料: 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」(平成19年度)

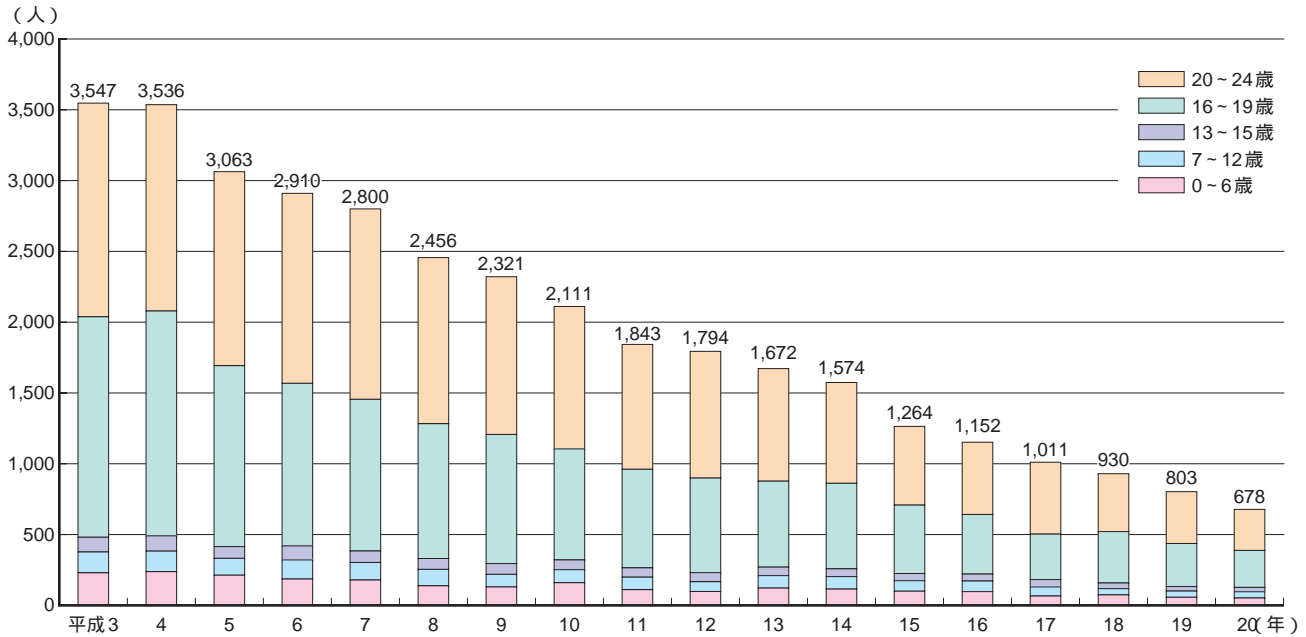
第3章 青少年の安全と問題行動

第1節 青少年の安全

(交通事故)

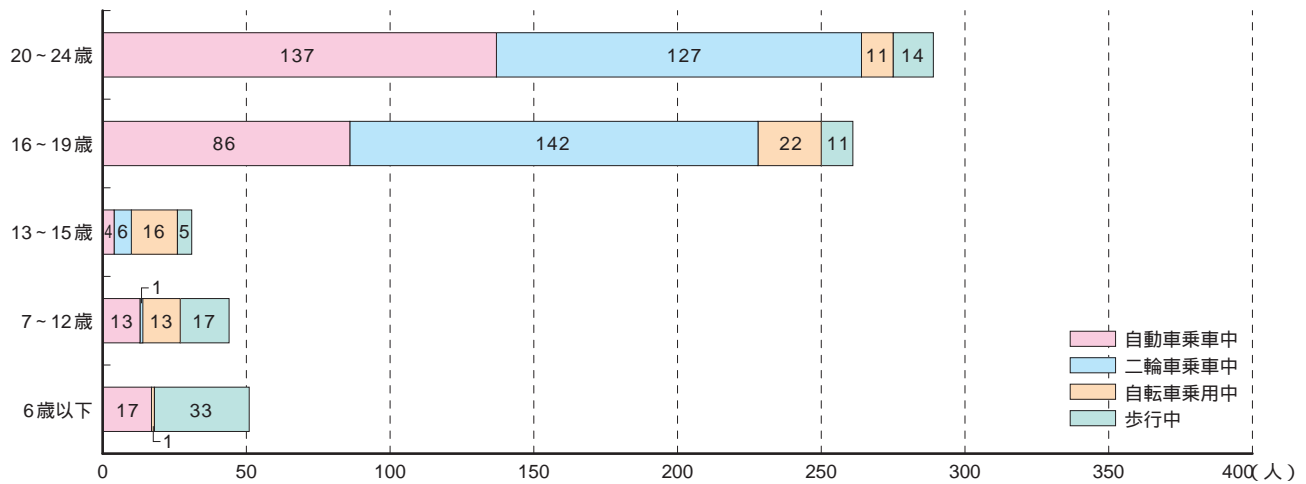
平成20年の交通事故による青少年(本項においては25歳未満の者をいう。)の死者数は678人で、前年に比べ125人(15.6%)減少している(第17図,第18図)。

第17図 年齢層別交通事故死者数の推移



資料：警察庁調べ

第18図 年齢層別・状態別交通事故死者数(平成20年)



(注) 二輪車は自動二輪車及び原付自転車をいう。

資料：警察庁調べ

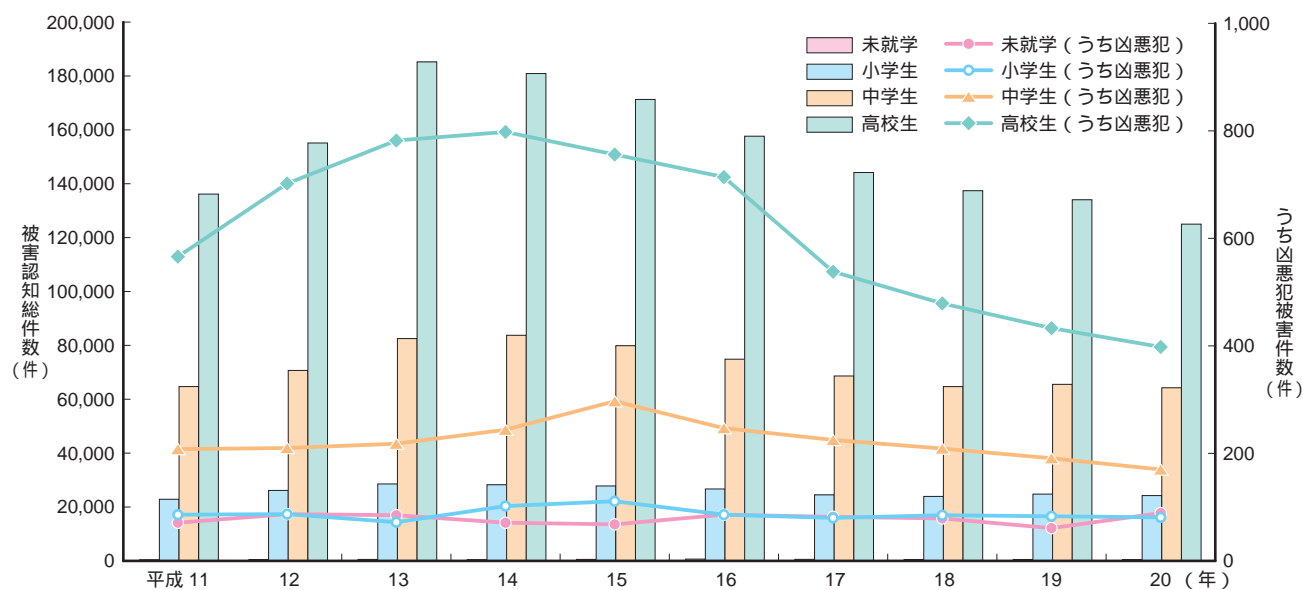
第2節 犯罪や虐待による被害の状況

(犯罪被害の状況)

平成20年中に少年(20歳未満)が被害者となった刑法犯の認知件数は28万9,035件で、前年に比べ1万5,650件(5.1%)減少した(第19図)。罪種別にみると、凶悪犯被害が1,231件、粗暴犯被害が1万4,443件で、前年に比べ凶悪犯は114件(8.5%)減少し、粗暴犯は1,332件(8.4%)減少した。

凶悪犯被害について年次推移をみると、高校生の被害は平成14年をピークに減少傾向にあるが、中学生、小学生、未就学については、ほぼ横ばい傾向にある。

第19図 少年の刑法犯被害認知件数の推移



資料：警察庁調べ

	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
総数	313,985	352,753	410,507	406,519	385,762	356,426	326,042	309,104	304,685	289,035
凶悪犯	1,600	1,916	2,019	2,138	2,204	1,935	1,668	1,462	1,345	1,231

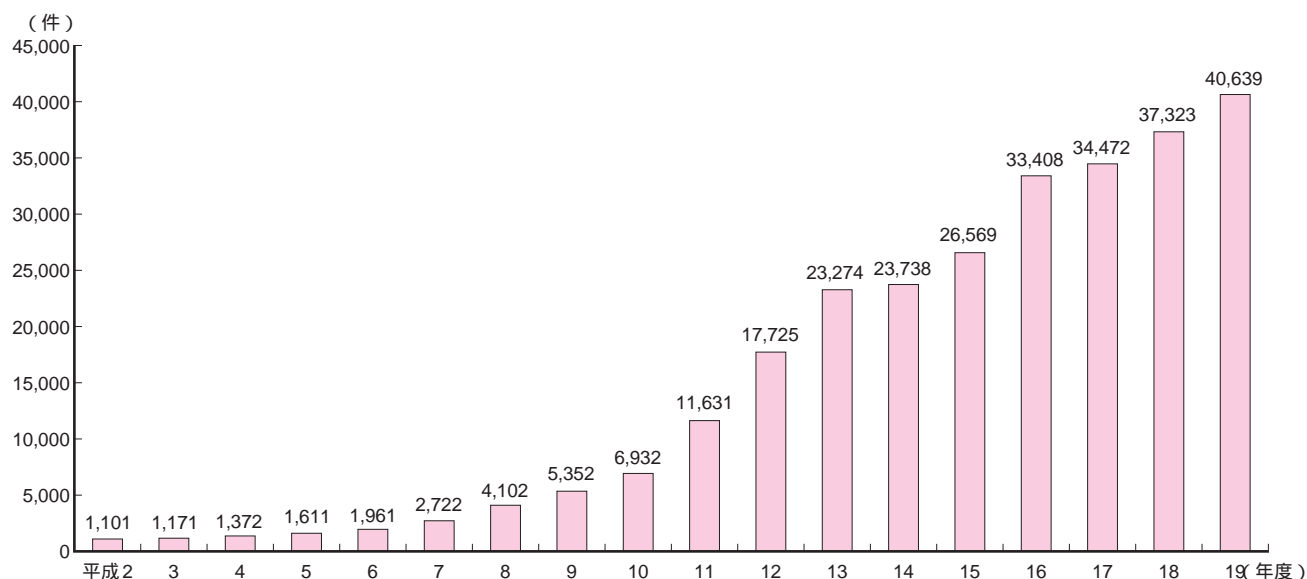
(児童虐待の状況)

全国の児童相談所や警察に寄せられる児童虐待に関する相談件数は、増加の一途をたどり、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題である（第20図）。

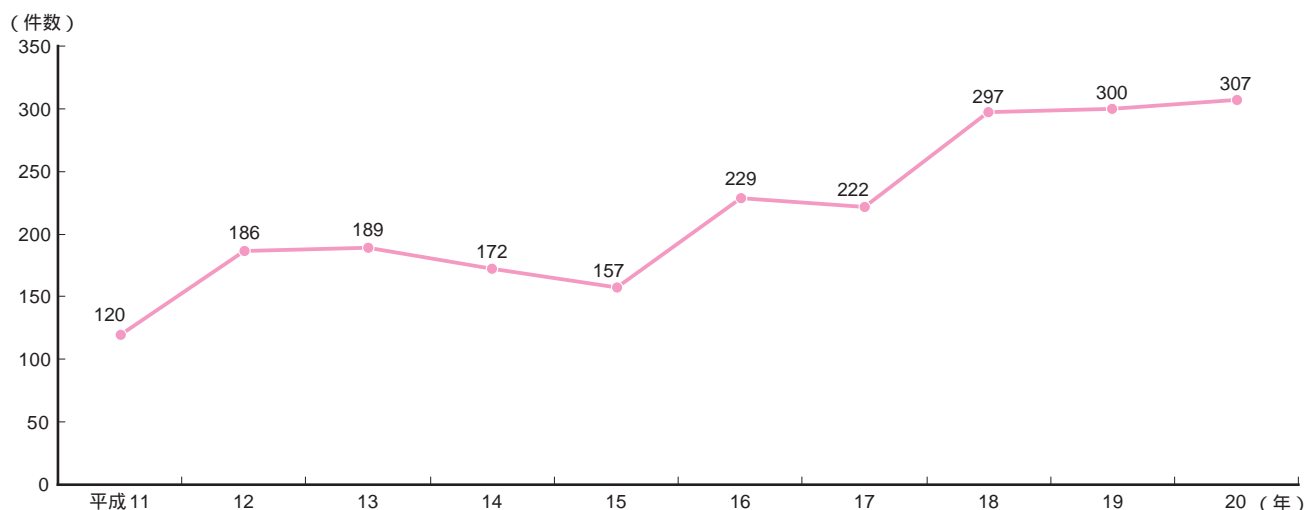
虐待の内容では、平成19年度は身体的虐待が40.1%と最も多く、次いでネグレクトが38.0%、以下、心理的虐待、性的虐待の順となっている。

また、平成20年中に警察が検挙した児童虐待事件は307件であり、検挙人員は319人であった。被害児童は319人であり、そのうち45人（14.1%）は死亡していた。年次推移をみると、最近5年間で検挙件数は約1.3倍となっている（第21図）。

第20図 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移



第21図 児童虐待事件検挙件数の推移

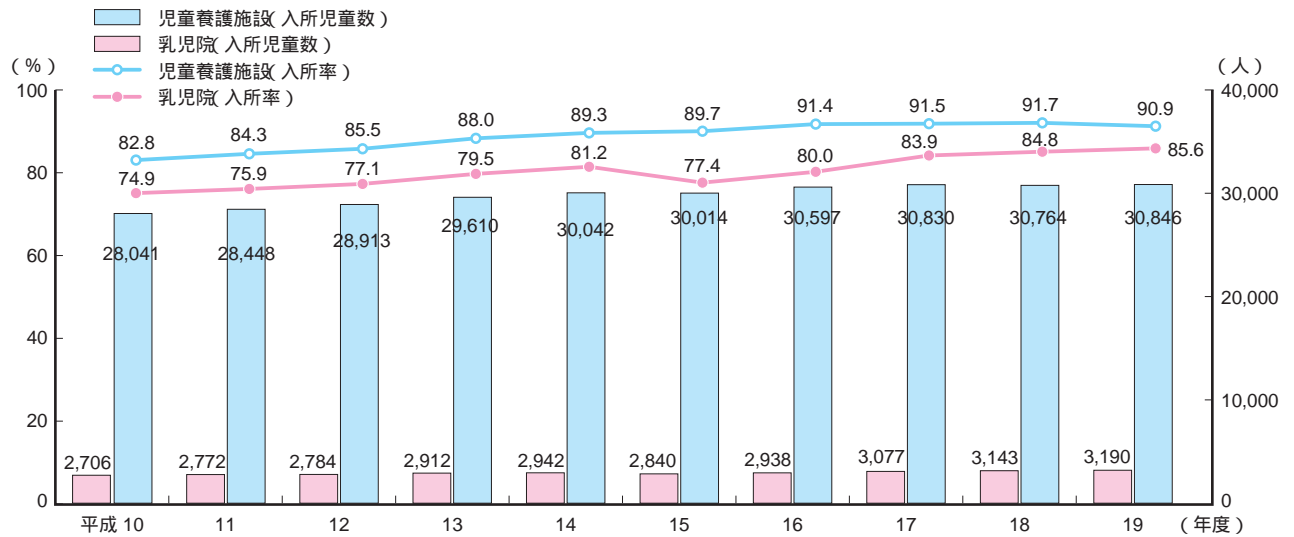


(要保護児童対策の状況)

平成19年度の乳児院及び児童養護施設の入所児童数は、乳児院3,190人、児童養護施設30,846人となっている。また、入所率は乳児院85.6%、児童養護施設90.9%となっており、児童養護施設では、平成16年度以降9割を超えている(第22図)。

また、平成19年度の委託里親数は2,582人で、委託児童数は3,633人となっている。平成13年度以降、委託児童数が急増しており、平成19年度には、平成13年度の約1.6倍となっている(第23図)。

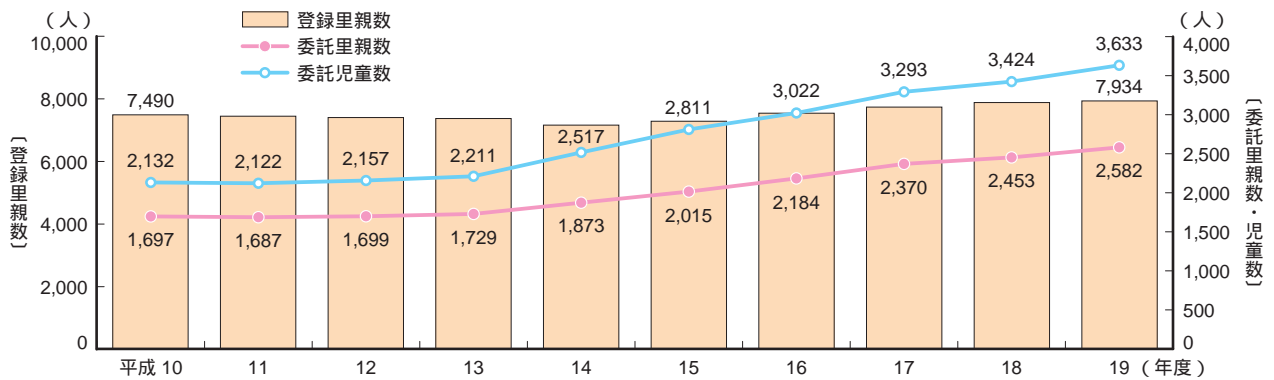
第22図 乳児院及び児童養護施設の入所児童数等の推移



(注) 入所率とは、入所児童定員数に占める入所児童数の割合である。

資料：厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」(各年度10月1日現在)

第23図 里親数及び委託児童数の推移



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度末現在)

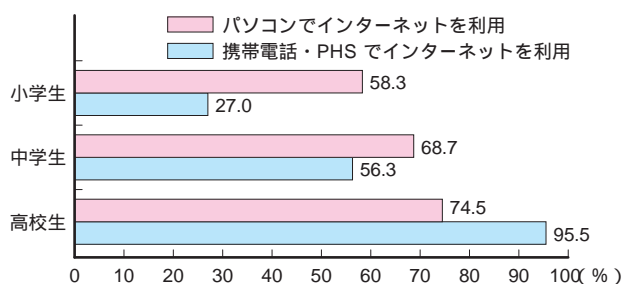
第3節 インターネット上の有害環境

(子どものインターネット利用状況等)

青少年のパソコン及び携帯電話等（PHS含む。以下同じ。）を使用したインターネットの利用状況についてみると、パソコンのインターネットについては、小学生は58.3%，中学生は68.7%，高校生は74.5%となっている。携帯電話等のインターネットについては、小学生は27.0%，中学生は56.3%，高校生は95.5%となっている（第24図）。

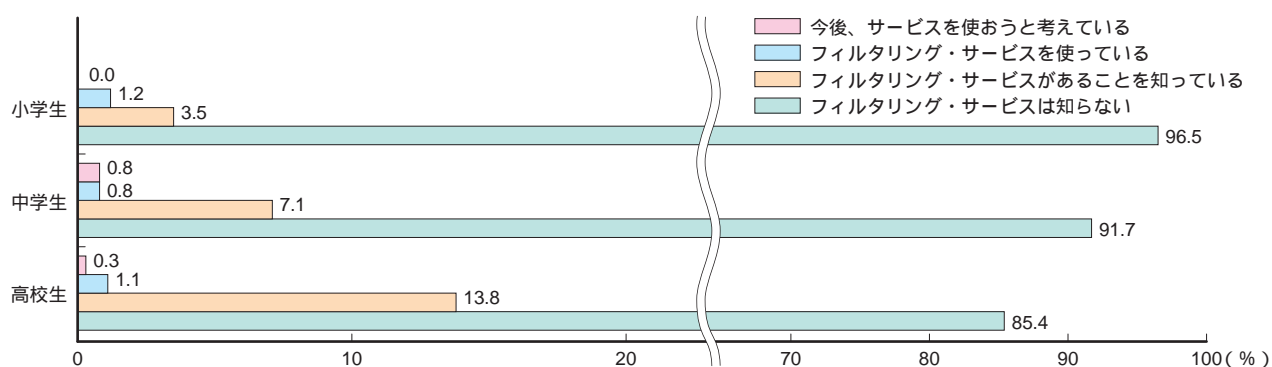
一方、携帯電話等でインターネットを利用していると回答した人に、フィルタリング・サービスについて聞いたところ、フィルタリング・サービスを知らない学生の割合は、小学生96.5%，中学生91.7%，高校生85.4%であった（第25図）。

第24図 子どものインターネット利用の状況



資料：内閣府「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」(平成19年3月)

第25図 携帯電話・PHSのフィルタリング・サービスについて



(注) 携帯電話・PHSでインターネットを利用していると回答した人に限り質問
資料：内閣府「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」(平成19年3月)

(出会い系サイトに関連した青少年の犯罪被害と携帯電話等の利用)

平成20年中、「出会い系サイト」を利用して犯罪被害に遭った児童は724人で、罪種別では、「児童買春・児童ポルノ法」違反が387人（53.5%）と最も多く、次いで青少年保護育成条例違反が232人（32.0%）となっている。

また、殺人、強姦等の重要犯罪の被害に遭った児童は20人で、依然として深刻な状況が続いている。

さらに、「出会い系サイト」を利用して犯罪の被害に遭った児童724人のうち、アクセス手段として携帯電話を使用したものは、714人（98.6%）となっている。

(学校非公式サイトの状況)

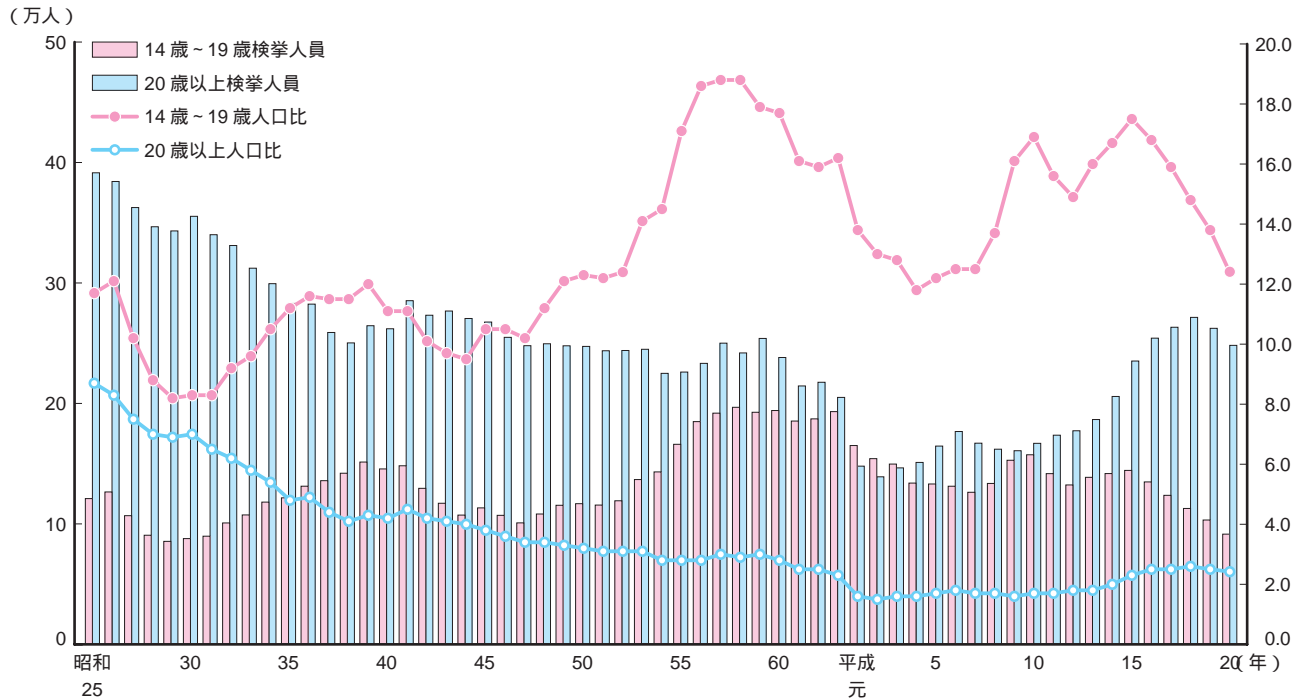
青少年が利用する学校非公式サイトのウェブサイト数（一般的な中高生が利用する学校非公式サイトのポータルサイトから、サイト数を調査）については、サイト・スレッド数38,260件（平成20年1月～3月現在）が確認され、書き込み内容（調査地域を限定し、学校非公式サイト約2,000件に書き込まれた内容について調査）については、誹謗・中傷（「キモイ」、「うざい」等の32語が含まれる）50%，わいせつ（性器の俗称など12語が含まれる）37%，暴力を誘発（「死ぬ」、「消える」、「殺す」等20語が含まれる）27%が確認されている。

第4節 刑法犯少年

(刑法犯少年)

平成20年の刑法犯少年は、9万966人(前年比1万2,258人(11.9%)減)、刑法犯少年の人口比(同年齢層の人口千人当たりの検挙人員をいう。)は12.4(1.4減)であり、成人と比較して人口比で5.2倍となっている(第26図)。

第26図 刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移



- (注) 1 検挙人員とは、交通業過を除く刑法犯(ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入罪を除く。)で検挙した者をいう。
 2 人口比とは、14歳から19歳までの少年人口、20歳以上人口それぞれ1,000人当たりの検挙人員をいう。
 3 検挙人員には、未遂・予備を含む。

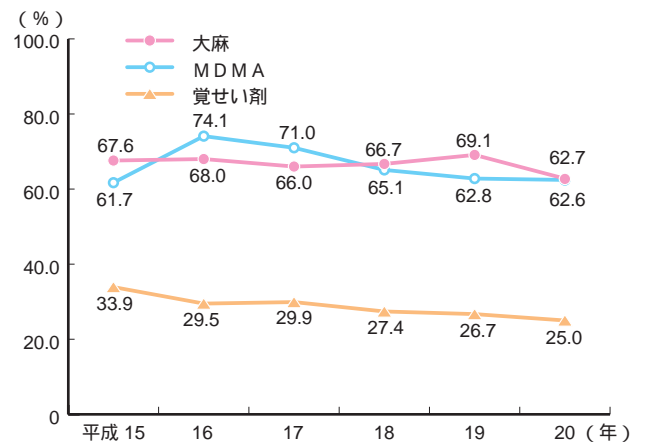
資料：警察庁調べ

第5節 問題行動(薬物乱用, 非行, いじめ, 家出, 自殺等)

(薬物乱用)

平成20年に覚せい剤事犯で検挙した青少年は2,758人で、前年に比べ451人(14.1%)減少し、大麻事犯で検挙した青少年は1,730人で、前年に比べ160人(10.2%)増加した。また、MDMA等合成麻薬事犯で検挙した青少年は176人で、前年に比べ10人(5.4%)減少したが、検挙者総数に占める割合をみると62.6%となっており、大麻事犯とともに高い水準で推移している(第27図)。

第27図 覚せい剤, 大麻及びMDMA等合成麻薬事犯検挙者総数に占める青少年の割合の推移

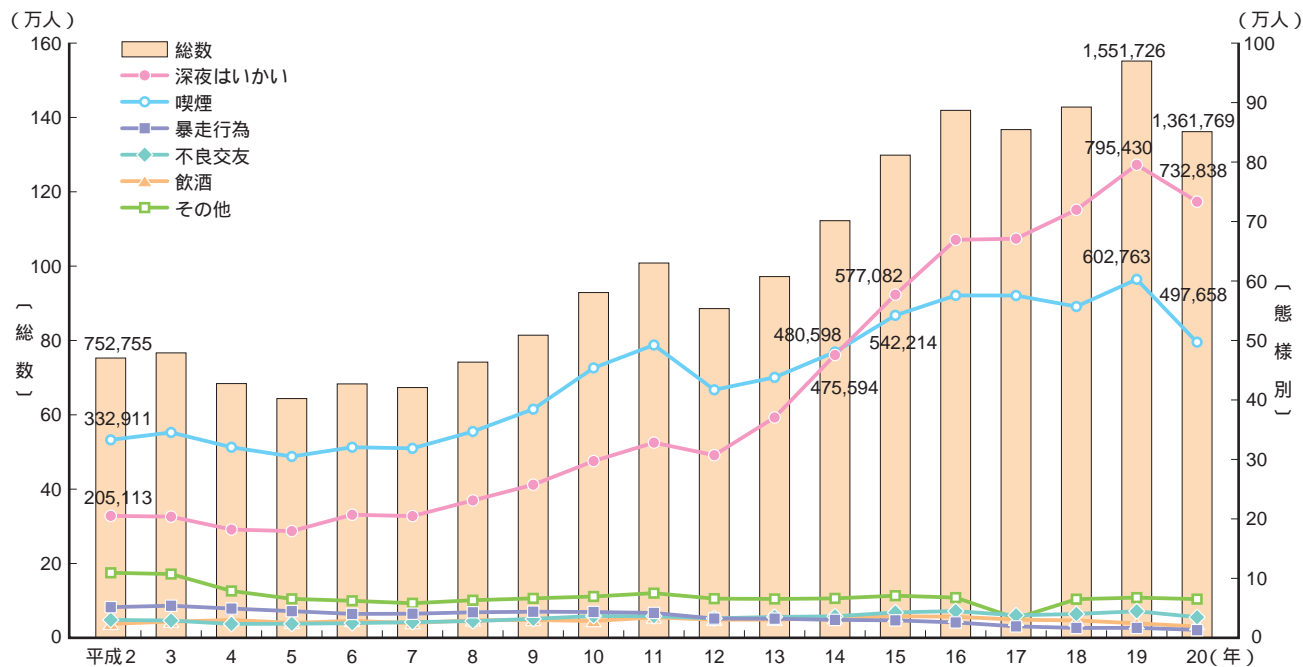


資料：警察庁資料より推計

(不良行為)

平成20年に警察が補導した不良行為少年(非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行って警察に補導された20歳未満の者)は136万1,769人で、これを態様別に年次推移で見ると、深夜はいかいは、平成2年に比べ3.6倍となっている(第28図)。

第28図 不良行為少年の態様別補導人員の推移



資料: 警察庁調べ

(自殺)

平成20年に警察が把握した青少年の自殺者は、4,049人であった。これを学職別にみると、学生・生徒のうちでは大学生が最も多いが、青少年全体で見ると無職者が最も多くなっている(第3表)。

第3表 自殺した青少年の学職別状況(平成20年)

区分	学職別	総数(人)	未就学児童	学生・生徒						無職者	有職者	不詳
				計	小学生	中学生	高校生	大学生	その他			
総数(人)		4,049	0	943	9	74	224	520	116	1,594	1,460	52
うち女子(人)		1,295	0	284	5	21	92	129	37	653	347	11
総数に占める女子の割合(%)		32.0	0.0	30.1	55.6	28.4	41.1	24.8	31.9	41.0	23.8	21.2

資料: 警察庁調べ